

## 平成29年3月定例会 総務委員会委員長報告

34番 中野 清史でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

総務委員会に付託されました24件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第1号 平成29年度長野市一般会計予算のうち、歳出、第2款 総務費、第1項 総務管理費について、4点申し上げます。

1点目は、旧第一庁舎跡地の外構整備についてであります。

市では、市役所駐車場の有効活用のため、緑町立体駐車場の利用促進に向けた対策や誘導策を継続的に講ずるとともに、第一庁舎西側の多目的（防災）広場整備の完了に合わせて、国道19号に信号機付き横断歩道を整備する方向で進めているとのことでありますが、長野市芸術館において大規模なイベントが開催された際は、周辺で交通渋滞が発生しているのが現状です。

については、市役所庁舎へのアクセスも含め、緑町立体駐車場の更なる有効活用を図るとともに、市民の利便性を高めるための方策について、更に早期な取組を進めていくよう強く要望いたしました。

2点目は、姉妹都市交流及び友好都市交流に関連して申し上げます。

市では、姉妹都市として米国クリアウォーター市と、友好都市として中国石家庄市との国際交流活動にそれぞれ取り組んでいますが、オリンピック開催都市としては十分な活動であるとは言えないのが現状であります。

については、2020年に開催予定の東京オリンピックを視野に入れ、現在の2か国との交流だけでなく、近隣の海外都市との交流についても、具体的な取組について研究するよう要望いたしました。

3点目は、地域いきいき運営交付金に含まれる、住民自治協議会事務局長の雇用経費についてであります。

市では、住民自治協議会事務局長の雇用経費として、1地区当たり120万円を計上し、地域いきいき運営交付金に一括交付金化しているとのことであります。

事務局長は、住民自治協議会の重要な役割を担うとともに、ボランティア的な側面も有しており、その待遇改善を求める声もあります。また、介護保険法の改正に伴う新しい総合事業の導入などにより、事務局長を初めとする事務局の負担が増加しているという現状があります。

については、住民自治協議会の活動を持続可能なものとして定着を図るため、また今後も担い手を確保する観点から、事務局長の雇用経費の更なる充実について検討するよう要望いたしました。

4点目は、地域おこし協力隊についてであります。

現在、本市の中山間地域において、25名の隊員が地域住民と共に地域課題の解決に向けた活動等に取り組んでおり、そのうち、平成26年度から採用された第1期生10名の全員が、間もなく迎える3年の任期満了の後も、引き続き市内に居住する意向を示しているとのことであります。

任期満了となった隊員が、本市への定住を継続していくためには、将来に向けて安定的な収入基盤を確保することが不可欠であると考えます。

については、本市への移住・定住の促進を図るため、隊員が任期満了となった後も、起業等による自立に向けた支援について、市としても引き続き取り組んでいくよう要望いたしました。

続きまして、同じく歳出、第9款 消防費、第1項 消防費、併せて、総務部の所管事項について申し上げます。

長野県消防防災航空隊及び長野市地域防災計画についてであります。

去る3月5日に長野県消防防災ヘリコプターの墜落事故が発生し、本市の消防職員2名を含む9名の隊員が殉職されました。本委員会では、志半ばで亡くなられた9名の皆様に対し、所管する消防局関係の審査の冒頭において出席者全員で黙とうを捧げ、哀悼の意を表したところですが、尊い人命が失われたことは誠に残念であ

ります。

今回の事故により、長野県で唯一の消防防災ヘリコプターが失われた状況であり、いつ起こるか分からない緊急事態に対し迅速に対応するため、長野市地域防災計画におけるヘリコプター運用計画に沿った消防防災体制の再構築が求められます。

については、長野県との連携により、消防防災体制の早急な再構築に取り組むよう要望いたしました。

次に、総務部の所管事項について、2点申し上げます。

1点目は、市役所第一庁舎・長野市芸術館についてであります。

現在、市役所第一庁舎・長野市芸術館の外壁において、合計686箇所のヘアークラックが確認され、免震ゴム交換工事の原因者の費用負担により、補修工事が行われております。本委員会においても、去る3月7日に外壁補修工事の現場を視察し、その現況について確認したところであります。

市は、市役所第一庁舎・長野市芸術館の構造を熟知している専門家の知見に基づく見解から、建物の安全性及び耐久性には問題がないものと判断しており、今後、専門家と施工者の検証結果報告と、建具等の不具合等に関する調査報告と併せて公表し、市民等へ説明していくとのことであります。

については、今回の事案に対する市民の不安を払拭し、完成した建物を有効的に使用していくことが求められることから、必要に応じて、市民及び議会に対し積極的かつ丁寧な説明を行うとともに、新聞紙上でコメントを寄せている専門家などの第三者を招へいして検証する場を設けることも検討するよう要望いたしました。

また、今後も引き続き、法令等に基づく点検などを着実に実施していくとともに、更に新たなヘアークラック等が発生した場合は、請負契約等に基づき適切に対応するよう併せて要望いたしました。

2点目は、公共施設マネジメントについてであります。

市では、本年3月中に公共施設等総合管理計画を策定し、来年度から行政管理課の公共施設マネジメント推進室を課に格上げして、地域の公共施設の将来像について、市民合意を得ながら公共施設マネジメントを推進するとのことあります。また、長野市ボブスレー・リュージュパークの在り方については、長野市公共施設適

正化検討委員会からの提言を受け、今後、市議会を含めて様々な意見を聴く中で総合的に判断し、本年度末から新年度の早い時期に、市として方向性を決定するとの説明がありました。

公共施設マネジメントの推進に当たっては、公共施設の有効活用も含めた将来像について、地元の住民など関係者の意見を十分に聴きながら、地域の活性化につなげていく必要があることから、市民との合意形成を丁寧に図りながら取り組んでいくよう要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第1号 安保法制の廃棄を求め、併せて、南スーダン派兵の自衛隊の即時撤退を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「日本は憲法9条を持つ国として、人道的な支援でPKOに貢献すればよい。憲法違反の安保法制により駆け付け警護任務を付与された自衛隊を派遣する必要はない。」「武力行使によって、多くの犠牲者が出かねないという状況をしっかりと踏まえるべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「多くの憲法学者が言うように、自衛隊が違憲であるならば個別的自衛権すら行使できなくなるのではないか。」「PKO参加五原則は維持されており、自衛隊の施設部隊は現地でも国際的にも大変評価されており、重大な任務を担っている。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号 「共謀罪（テロ等準備罪）法案は国会に提出しないことを求める」請願、請願第3号 「共謀罪（テロ等準備罪）」新設に反対する意見書提出を求める請願、請願第4号 「テロ等準備罪」、いわゆる「共謀罪」を新設する組織犯罪処罰法改正案に反対する請願について申し上げます。

以上3件の請願の審査に当たっては、一括審査とし、それぞれ参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「法案の目的が非常に危険であるということは明らかであり、国会提出前であっても今きちんと議論をするべきである。基本的人権にまで踏み込んでくる危険な法律になっていくことを考えると、今の段階から地方議会から意見を上げていかなければならない。」、「国会の法務大臣答弁を聞いていても法案がしっかり成文化できる状況にないということが分かる。共謀罪の適用範囲によっては国民への影響が非常に大変なものになると思っている。」、「過去3回にわたって廃案になっており、戦前の治安維持法に似ていることから非常に危険である。この法案は一般国民にとって内容が分かりにくいところがあり、法案の出し方としても非常に危険性がある。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「過去のサリン事件等で事前に処罰していれば防止できた可能性があったという意味では現行法に限界があったのではないか、また犯罪が起こる前に処罰されなければ、国民の生命と財産を守れないのではないか、ということを考えると法整備が必要であると思う。」、「法案が国会に提出されていない今の段階では判断ができない。」、「2003年に締結された国際組織犯罪防止条約の第5条の規定にあるとおり、国内法を整備していくことが前提となっている。」、「詐欺罪、人身売買に関する犯罪等については、現行法では対処できないということもあり、法整備の必要性があると思う。」との意見が出されました。

さらに、継続審査とすべきものとして、「法案の内容が定かになっていない段階では、違憲であるかどうか判断のしようがない。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、まず継続審査についてそれぞれ諮ったところ、いずれの請願も賛成少数で否決され、引き続きそれぞれ採決を行った結果、いずれの請願も賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第5号 オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「昨年12月に沖縄県名護市安部の海岸で発生したオスプレイ事故の様子を見ても大変危険な状況である。請願事項の1番目に、直ちにオスプレイの低空飛行訓練を中止にすること、とあるがここに請願意思が最も表

れている。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「請願項目の1番目と、それ以外の3項目では矛盾がある。2番目以降の3項目は、昨年9月に県、県市長会、県町村会の連名で国へ要請した内容と同一であり、同じ内容の意見書を出さずに歩調を合わせるべきである。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第6号 「原発事故避難者に対する住宅支援の継続を求める意見書」の提出を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「原発事故避難者には何の責任もなく、自主避難を強いられている状況であり、現時点で原発事故が収束していないという現実を認めて、必要な支援は続けていくべきである。」、「国においても責任の一端があるので、国に対して継続的な支援を求めていくべきであり、放射能がどうにもならない状況の中で支援を打ち切るのはいかがなものか。」、「原発事故避難者が行き場を失ったり、経済的な負担が増えたりすることのないように、最大限の努力をするべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「国では県外自主避難者支援体制強化事業を立ち上げていることもあり、自立に向けてどう支援していくかという方向に変換したほうがよいと思う。」、「避難者に対する支援ということだけで捉えれば、いつまでもというよりは、どこかで区切りを打たなければならないときが来るのかなと考える。」、「震災という意味では、本市には宮城県からの避難者もいるという状況があり、原発事故避難者だけではなく、被災者全員に対して支援をしていかなければならないと思う。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。